

●香川県告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月21日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 施行者の名称
丸亀市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中讃広域都市計画下水道事業 丸亀市流域関連公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年6月4日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地
 - （1）収用の部分
該当なし
 - （2）使用の部分
変更なし